平成31年4月1日 養老町火災予防条例が一部改正になります!

遺反対象物の公長部度

違反対象物の公表制度とは?

建物を利用しようとする者が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物を利用する 判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

●公表の対象となる建物

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用される建物 や病院・社会福祉施設等の避難が困難な方が利用する建物です。



●公表する内容

- ① 建物名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容
- ④ 公表日

●公表の方法

養老町消防本部のホームページへ掲載

●公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている「屋内 消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備」の いずれかが設置されていない重大な消防法令違反です。







●公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

●建物関係者のみなさまへ

[お問い合わせ] 養老町消防本部予防課 32-1510

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要となることがありますので、事前に消防署にご相談ください。

- ・飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- ・窓や扉などの開口部の閉鎖工事